

平成 24 年度予算 概算決定概要

平成 24 年 1 月

東日本大震災復興対策本部事務局

平成 24 年度復興庁予算（案）総表（特別会計予算）

（単位：億円）

区 分	平成 24 年度予算 （案）
復 興 庁	20,433
（内訳）	
（1）東日本大震災復興交付金	2,868
（2）東日本大震災復興調整費	50
（3）福島避難解除等区域生活環境整備事業	42
（4）復興特区支援利子補給金	11
（5）復興関係事業費の一括計上	17,429
（主な内訳）	
・公共事業等	4,881
・原子力災害復興関係	4,569
・災害廃棄物処理事業	3,442
・災害関連融資	1,210
（6）復興庁一般行政経費	33

注 1）復興庁予算は、平成 24 年度より新設予定の「東日本大震災復興特別会計（仮称）」において計上。

注 2）その他、予算総則において 5,000 億円の政府保証（二重ローン関係）を計上予定。

注 3）復興庁予算には、関係行政機関に予算を配分した上で執行するものを含む。

注 4）計数については整理中であり、今後の異動がありうる。

平成 24 年度復興庁予算（案）のポイント

【復興庁予算の確保】

- 復興庁設置後、最初の本予算となる平成 24 年度予算案においては、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進するため、これに要する予算 2 兆 0,433 億円を復興庁において計上。

【復興関係事業費の一括計上】

- 復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上。

【東日本大震災復興特別会計（仮称）】

- 復興庁予算は、復興に係る国の資金の流れの透明化や、復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的として平成 24 年度より新設予定の「東日本大震災復興特別会計（仮称）」において計上。

平成 24 年度復興庁予算（案）の概要

（１）東日本大震災復興交付金

2,868 億円

被災地の復興地域づくりに必要な事業を地域が主体となって実施できるよう、ハード事業の幅広い一括化、自由度の高い資金の交付、地方負担の軽減等を図り、被災地の復興を支援。

（２）東日本大震災復興調整費

50 億円

地域の柔軟な発想に基づく復興を支援するため、県単位の非公共事業であって、「復興基本方針」や県の作成する復興計画等に位置付けられた施策の実施を推進。

（３）福島避難解除等区域生活環境整備事業

42 億円

福島の避難区域等の解除に伴い、住民の速やかな帰還を実現するため、避難解除等区域の生活環境整備を実施。

（４）復興特区支援利子補給金

11 億円

復興の中核となる事業の実施者が金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、利子補給金を支給することにより、雇用機会の創出等を通じた地域主体の復興を支援。

(5) 復興関係事業費の一括計上

1兆7,429億円

復興庁が、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費を一括して計上。

(復興関係事業費の主な内訳)

① 公共事業等 4,881億円

三陸沿岸道路の整備、被災地の港湾整備、河川津波対策等、被災地の復興地域づくりに必要な経費及び被災した公共土木施設等（道路、河川、漁港、港湾、下水道等）に係る災害復旧等に必要な経費

※新規事業採択箇所：茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区（港湾整備事業）

② 原子力災害復興関係 4,569億円

国による除染、高濃度廃棄物の現状把握及び処理・密閉保管、中間処理に係る調査に必要な経費

③ 災害廃棄物処理事業 3,442億円

ガレキ処理特措法に基づき、ガレキ処理事業の地方支援を実施するために必要な経費

④ 災害関連融資 1,210億円

被災中小企業に対する債務保証及び低利融資等に必要な経費（1,042億円）。農林水産業金融支援（168億円）。

⑤ その他

「子どもの心のケア」関係

緊急スクールカウンセラー等派遣事業（47億円）。別途、既存の「安全こども基金」を活用し、子どもの心のケアに対応する。

(6) 復興庁一般行政経費

33 億円

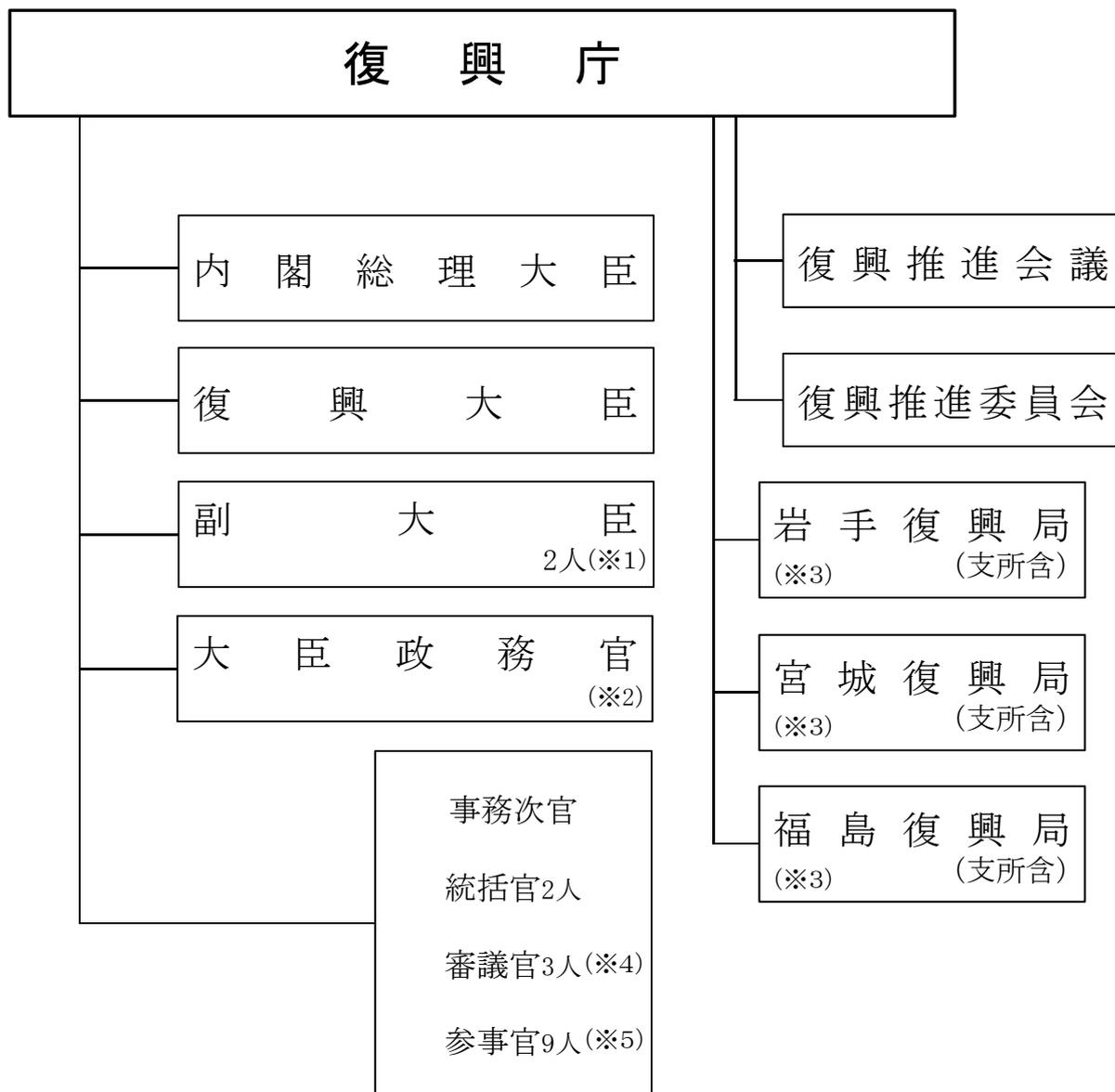
東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、復興庁の運営等に係る経費。

合計 2兆 0,433 億円

<東日本大震災復興特別会計（仮称）について>

平成 24 年度より新設予定の東日本大震災復興特別会計（仮称）には、上記復興庁予算に加え、全国防災対策及び警察等の災害対処能力向上に係る経費や震災復興特別交付税等（1兆 7,321 億円）を計上。（総額 3兆 7,754 億円）

復興庁の組織について



職員数(復興庁設置時見込み)
職員:約250人(常駐のみ)(※6)
(うち定員:118人)

- ※1 復興庁に副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができる。
- ※2 復興庁に大臣政務官を置くことができる。大臣政務官は、他の府省の大臣政務官の職を占める者をもって充てる。
- ※3 副大臣又は大臣政務官が各復興局を担当する。
- ※4 審議官のうち2人は、他の職を占める者をもって充てる。
- ※5 併任職員を除く。
- ※6 定員職員も含め、当面常駐させる職員数。このほか、各府省の専門的な知見を有する職員、自治体、民間の人材の活用等により、十分な体制を整備する。